

○名寄地区衛生施設事務組合事務分掌条例施行規則

(昭和47年8月1日規則第2号)

改正	昭和58年4月1日規則第2号	平成11年4月1日規則第1号
	平成16年3月30日規則第1号	平成18年3月27日規則第2号
	平成19年3月12日規則第2号	平成24年8月20日規則第1号
	平成25年3月29日規則第2号	平成28年6月1日規則第4号
	平成30年2月1日規則第2号	令和2年5月28日規則第4号

第1条 名寄地区衛生施設事務組合事務分掌条例（昭和47年条例第5号）の施行については、この規則の定めるところによる。

第2条 事務局の各課に次の係を置く。

- (1) 総務課
総務係
- (2) 衛生センター、炭化センター及び名寄地区広域最終処分場
施設係

第3条 会計室に次の課、係を置く。

- (1) 会計課
会計係

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、課長、所長、場長、主幹、係長、主任及び係員を置く。

2 管理者は、特に必要と認めるときは、技術長及び技術主幹を置くことができる。

第5条 事務局長、事務局次長、課長、所長及び場長は、上司の命を受けてその所管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 3 技術長及び技術主幹は、建設事務を担当する。
- 4 係長は、上司の命を受けて担当事務を処理し、その事務に従事する職員を指揮する。
- 5 係員は、上司の命を受けて、係の事務を処理する。

第6条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総務課
 - ア 組合議会に関すること。
 - イ 公印の保管に関すること。
 - ウ 条例、規則等の令達に関すること。
 - エ 公告式に関すること。
 - オ 文書の收受、発送及び完結文書の保存に関すること。
 - カ 訴訟、祈願及び審査請求に関すること。
 - キ 職員の任用、退職及び服務に関すること。
 - ク 職員の表彰及び懲戒に関すること。
 - ケ 職員の諸願届の処理に関すること。
 - コ 職員の公務災害に関すること。
 - サ 行政組織及び職員の定数に関すること。

- シ 会計年度任用職員の社会保険及び雇用保険に関する事。
- ス 職員の諸給与に関する事。
- セ 退職手当組合、職員共済組合及び職員の福利厚生に関する事。
- ソ 収入金の調定等に関する事。
- タ 管理者・副管理者会議に関する事。
- チ 報酬及び費用弁償に関する事。
- ツ 予算の編成及び令達に関する事。
- テ 決算に係る予算執行状況に関する事。
- ト 予算の流充用に関する事。
- ナ 財産の取得及び処分に関する事。
- ニ 財政計画に関する事。
- ヌ 支出命令に関する事。
- ネ 歳入歳出外現金に関する事。
- ノ 経理資金に関する事。
- ハ 資金計画に関する事。
- ヒ 一時借入金の借入に関する事。
- フ 不用品の処分に関する事。
- ヘ 課の庶務に関する事。
- ホ 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- マ その他他の主管に属しない事。

(2) 衛生センター、炭化センター及び名寄地区広域最終処分場（以下「処理施設」という。）の共通事項

- ア 処理施設の管理及び運営に関する事。
- イ 日誌、諸記録及び報告の編さん保存に関する事。
- ウ 処理施設の予算の編成に関する事。
- エ 処理施設の物品の調達及び備品の管理に関する事。
- オ 処理施設の職員の宿日直に関する事。
- カ 処理施設の統計に関する事。
- キ 処理施設、機械器具の管理及び運転に関する事。
- ク 機能維持管理の記録及び報告に関する事。
- ケ 処理施設の車両の運行及び管理に関する事。
- コ 公害防止に関する事。
- サ 処理施設の庶務に関する事。

(3) 衛生センター

- ア し尿等の受入れ、検収及び報告に関する事。
- イ 収入証紙の点検及び報告に関する事。
- ウ し尿等の搬送（処分）業務の指示、監督及び勧告に関する事。
- エ 処理水の水質検査及び報告に関する事。
- オ し尿等埋立地の維持管理に関する事。

カ し尿収集処理使用料及び手数料の収入に関すること。

(4) 炭化センター

ア 炭化対象物の受入れ、検収及び報告に関すること。

イ 炭化処理手数料の収入に関すること。

ウ 炭化物の搬出処理に関すること。

(5) 名寄地区広域最終処分場

ア 埋立対象物の受入れ、検収及び報告に関すること。

イ 埋立処理手数料の収入に関すること。

ウ 処理水の水質検査及び報告に関すること。

エ 処分場の維持管理に関すること。

第7条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

ア 現金及び有価証券の出納保管並びに小切手の振出に関すること。

イ 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。

ウ 決算に関すること。

エ 現金及び財産の記録管理に関すること。

オ 収入証紙の出納記録に関すること。

第8条 構成市町村に主幹を置き、分掌事務は次のとおりとする。

ア し尿収集事務の企画調整に関すること。

イ し尿収集申込み及び配車に関すること。

ウ 炭化対象物及び埋立対象物の搬送に関すること。

エ 事務局主幹者会議に関すること。

第9条 管理者は、前3条の分掌事務の規定にかかわらず、臨時に必要な時は、適宜事務を分掌させることができる。

第10条 同一事件で他の係に分掌事務がわたるときは、関係の深い係において処理しなければならない。

附 則 (昭和47年8月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年8月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月27日規則第2号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年2月1日規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月28日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。